

「応援します!!あなたの農業」

あぐりサポートニュース

福島県農業振興公社だより

第 18 号 平成 17 年 12 月

発行元 福島市中町 8 番 2 号

財団法人福島県農業振興公社

TEL 024-521-9834 FAX 024-521-8277

福島県農業経営基盤強化促進検討会が開催されました。!

この検討会は、農業経営基盤強化促進月間の事業として毎年県主催により開催されておりますが、今回は本年 10 月に発表された「新しい経営所得安定対策」の理解と水田農業再編を目指し県を挙げて取り組んでいる集落営農の積極的な推進を図るため、東北農政局生産経営流通部経営課長の高橋伸悦氏をお招きし、県、市町村、農業委員会、JA の関係者総勢約 240 名が一堂に会し、平成 17 年 11 月 28 日(月)福島県自治会館大会議室において開催されました。



熱弁の高橋経営課長

検討会は、福島県農林水産部経営支援領域の榎本総括参事から本検討会の趣旨を含めた挨拶で始まり、次いで担い手育成グループの大友主任主査

より「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針の変更案」についての説明があり、引き続き当公社の遠藤主任主査から「農地保有合理化事業を活用した集落営農」と題して、現在県内一円で進めている集落営農の支援活動について、パワーポイントでスライドを示しながら実践的な説明を行いました。

午後からは、農政局の高橋課長より「担い手の育成と経営所得安定対策について」と題して、新たな基本計画農政が打ち出された背景、具体的には日本の巨大で贅沢な食品市場を目指した世界の農産物輸出の売り込み攻勢の実態とか米需要の 52% が既に業務用になり実需に対応した米生産は兼業では困難になるとの見通し、更には現在の単身世帯 12.5% が近い将来 40% にもなり食品の消費構造が変化する予測などの説明があり、その後 WTO の緑の政策への転換を目指してこの度打ち出された「品目横断的経営安定対策」の詳細について、90 分間熱のこもった解説がありました。

その後、JA 福島中央会の遊佐課長から、「担い手支援対策の実践状況と今後の課題」、最後に福島県農業会議の菊地次長から「経営所得安定対策等の農業委員会系統組織における担い手確保・育成対策」についての説明があり終了となりました。

品目横断的経営安定対策のポイント

平成17年10月に農林水産省が発表した「経営所得安定対策等大綱」によれば、平成19年産から品目横断的経営安定対策を導入することとし、この対策は従来の価格政策から所得政策への転換とこれまで全農業者を対象とした対策を担い手へ対処を絞り、経営全体に着目した対策に転換するとされています。

それではその品目横断的経営安定対策はどうなるのでしょうか？平成17年11月に公表された当該対策の説明資料に基づき、公社なりにそのポイントを整理してみました。

対象者

- 意欲と能力のある担い手に限定 -
- 1 認定農業者（農業生産法人を含む）
- 2 一定の要件を備えた集落営農組織

支援の内容

- 品目別の価格政策ではなく、経営全体に着目した政策に一本化 -
- 1 諸外国との生産条件格差是正補填(げた)
 - 過去の生産実績に基づく支払
 - 当年の生産量品質に基づく支払
 - 対象は麦、大豆など
- 2 収入変動の影響緩和補填(ならし)

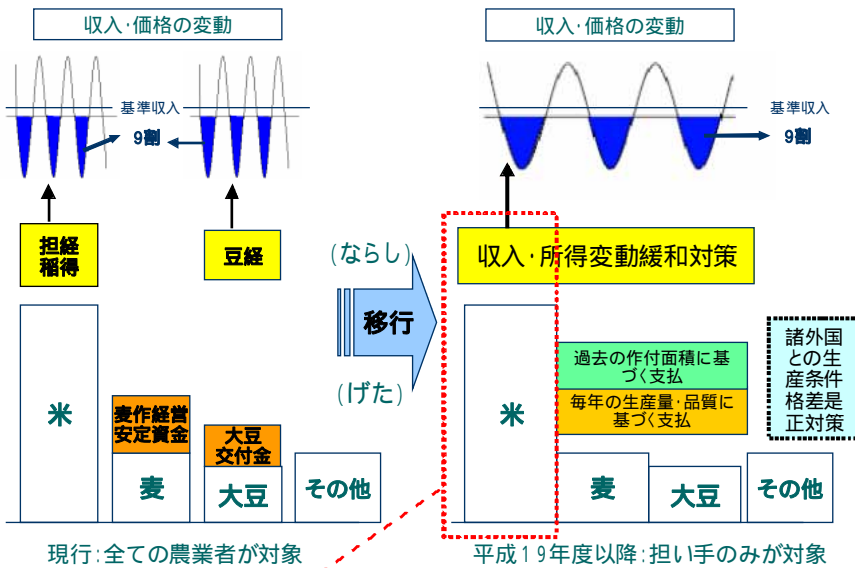
経営規模要件

- 1 基本原則
 - 認定農業者 田と畑で 4割
 - 集落営農組織 田と畑で20割
- 2 農地が少ない場合の特例
 - 基本原則の8割まで緩和
 - 中山間地域では5割まで緩和
- 3 転作受託組織の特例
 - 20割×生産調整率(下限7割)
 - 中山間は上記5/8(下限4割)
- 4 複合経営等の場合の特例

対象となる集落営農組織の要件

- 1 農作業の受託
- 2 規約を作成
- 3 一元的な経理
 - 費用の共同負担
 - 共同販売と利益分配
- 4 主たる者の一定水準所得目標
- 5 農業生産法人化(5年以内)

新しい経営安定対策への移行のイメージ



福島県の場合のポイント

福島県の場合は、先般の東北農政局福島農政事務所の発表のとおり他の東北5県に比較して、転作受託組織となる集落営農数が少なく、生産調整の過半が転作作物が作付けされていない実態があります。

このことから、経営規模要件の4にある複合経営でのあらたな経営安定対策への加入が重要になると考えられます。

具体的には、水稻+野菜、水稻+果樹、水稻+花卉などの経営で、水稻部門を収入所得変動緩和補填の対象とする方策です。

この場合の要件は、

農業所得が市町村基本構想の半分を超える
 水稻の収入、所得又は経営規模のいずれかが、全体収入、農業所得又は経営規模の3分の1以上

となります。

詳しくは農林水産省のホームページ <http://www.maff.go.jp/ninaite/> を確認下さい。

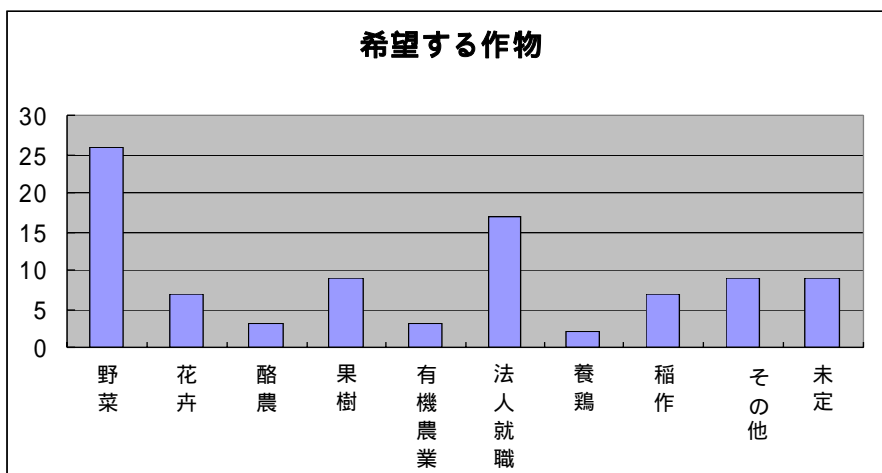
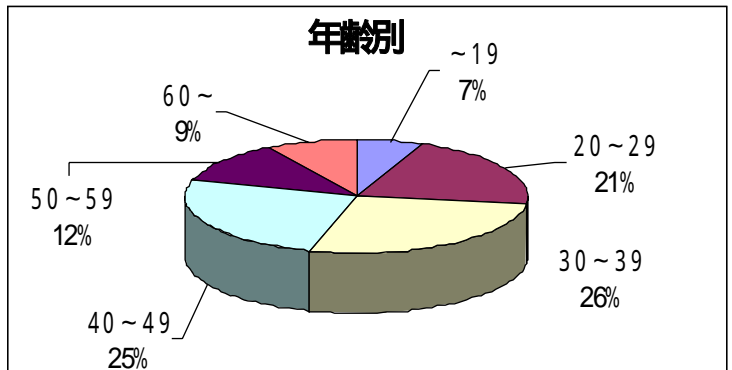


就農相談者の希望作目は、野菜が一番多い ～平成17年度の新規就農相談状況～

当社の青年農業者等育成センターが県農業会議と窓口を一元化して、就農相談会や事務所等で随時対応している新規就農相談の平成17年度件数は、12月7日現在で、92件となっています。

相談者を年齢別で見ると、20代～40代が多く全体の7割以上となっています。

また、希望作目は、野菜（施設含む）が一番多く、26件となっており、次に法人就職希望が17件、以下グラフのとおりとなっています。



県内の就農相談会の様子



いわき会場



会津会場

一 利用者のご活躍

永井担い手水稲生産組合(いわき市)が、「東北農政局長賞」を受賞！！

平成17年度東北農政局土地改良改良事業地区営農推進功労者表彰



内藤改良区理事長(左) 藁谷営農改善組合長(右)

永井担い手水稲生産組合は、永井地区県営ほ場整備事業の実施を契機に、地区内の水田作業の効率化と低コスト化を実現するため、平成8年度に担い手農業者4名により結成されました。

永井地区においては、「整備された農地を有効に活用し地域の農業経営を継続させるためには今後どのようにすれば良いか」との論議が活発に進められた結果、「個人での機械整備は止め、担い手へ農作業を集積し大型機械による効率的な営農を進める。」との合意が形成され、事業参加者127戸で構成される「永井営農改善組合」を設立し、当該組合が地域の担い手として位置づけられました。

当該組合の設立と時を同じくして、集団転作の機運が高まり、試行錯誤を経て平成16年度そば

25%の集団転作が実現いたしました。生産されたそばを活用して「永井そば打ち体験教室」が月2回開催されているほか、ファーマーズマーケットでもそば粉が販売されており、平成17年度には、永井地区のそば部会員が地元そばの地産地消を目指し「農家そば屋」を開店しました。また女性加工グループ「そばの実」では、そばを活用した加工品開発(そばカリントウなど)に取り組んでいるなど地域振興活動も活発になっています。

永井担い手水稲生産組合では、湛水土中条播で水稲直播栽培にも取り組み平成17年度には14%の規模になりました。

平成16年度には、組合員4名全員がエコファーマーの認定を受け「環境に優しい米作り」を始めると同時に、地元畜産農業者と連携して、もみ殻と家畜排泄物を混合して良質な堆肥の生産にも取り組んでいます。

当会社では、平成13年度から土地利用調整のご支援をさせていただき、本年度は利用権設定18%、農作業受委託15.2%を仲介しております。

これからは、新しい経営所得安定対策の対象となる担い手生産組織として、法人化を検討することも必要になると思いますが、引き続き一生懸命ご支援をして参りたいと考えております。

更なるご活躍をご期待いたします。

(資料提供:福島県いわき農林事務所農村整備部)

編集後記

千葉ロッテマリ-ンズの日本一で幕を閉じた今年の日本プロ野球、ここ数年言われ続けている人気凋落傾向に歯止めがかからず、高視聴率を誇ったテレビのナイト-中継放映を減らしたり、打ち切りする放送局も出てきているとか。

これは、相次ぐ国内スタ-選手のダリ-グへの流出、野球人口の絶対数の減少等様々な要因があると思われるが、球団のオ-ナ-が利潤追求に走り、ファン対策を軽視した結果、そのしっぺ返しを受けているような気がしてならない。いずれにしろ、来年こそは、活気のある日本のプロ野球を見たいものである。

K.K

問い合わせ

あて先 〒960-8681
福島県福島市中町8番2号
財団法人福島県農業振興公社 総務課
TEL 024(521)9834 FAX 024(521)8277
みなさんのご意見ご感想をお寄せください。
<http://www.fnk.or.jp>

この広報誌は、再生紙を利用しております。

「あなたを、守る シートベルト 忘れないでね」